

## 第4回 天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 平成30年2月8日(木) 15:20~15:40

2. 会 場 鳥取県中部総合事務所 B棟 202 会議室

3. 出席者

(委員)

倉吉市長

三朝町長

湯梨浜町長

北栄町長(代理) 総務課長

気象庁鳥取地方気象台長

鳥取県危機管理局長(代理) 副局長

鳥取県中部総合事務所県土整備局長

国土交通省倉吉河川国道事務所長

(オブザーバー)

鳥取県県土整備部長

琴浦町長(代理) 総務課長

4. 議 事

(1) 水防法改正に伴う規約改正について

・事務局より下記の事項に関する規約の改正を提案し、了承された。

① 水防法第15条の9の規定に基づく組織とすること

② 琴浦町長を協議会委員とすること

③ 同町総務課参事を幹事会委員とすること

・上記を受け、平成30年2月8日付けで規約を一部改正する。

(2) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について

・平成29年6月20日に国土交通省がとりまとめた『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画』と『本協議会の取組方針』の比較表により、今後の取扱等について事務局より説明した。

今後の進め方については、3月、4月に開催する幹事会で緊急行動計画の各項目の対応方針を検討し、次の協議会で提案する。

・国・県管理河川の浸水想定区域の合併図は、県管理河川の浸水想定区域についてこれから市町に意見を聞いて調整が行われる予定であり、県管理河川の浸水想定区域図の公表後に作成する予定である。